（写）

住民監査請求に係る監査結果

政務活動費返還請求に係る職員措置請求

令和５年７月19日

大阪府監査委員

目次

[第１　監査の請求 1](#_Toc139893598)

[１　大阪府職員措置請求書の提出 1](#_Toc139893599)

[２　請求人 1](#_Toc139893600)

[３　請求の要旨 1](#_Toc139893601)

[第２　請求の受理 1](#_Toc139893602)

[第３　監査の実施 1](#_Toc139893603)

[１　監査対象事項 1](#_Toc139893604)

[２　監査対象部局 2](#_Toc139893605)

[３　請求人の陳述 2](#_Toc139893606)

[４　実地監査 2](#_Toc139893607)

[第４　監査の結果 2](#_Toc139893608)

[１　事実関係 2](#_Toc139893609)

[(1)　政務活動費の概要 2](#_Toc139893610)

[(2)　政務活動費の使途 4](#_Toc139893611)

[(3)　会計帳簿への記載について 5](#_Toc139893612)

[(4)　府議会事務局における収支報告書及び会計帳簿等の確認 5](#_Toc139893613)

[(5)　領収書の取扱い 6](#_Toc139893614)

[(6)　事務所費について 6](#_Toc139893615)

[(7)　本件請求に係る会計帳簿等及び政治資金収支報告書の内容について 7](#_Toc139893616)

[２　判断 20](#_Toc139893617)

[(1)　監査の判断基準について 20](#_Toc139893618)

[(2)　本件請求に係る対象議員７名に係る支出の違法性・不当性について 21](#_Toc139893619)

[３　結論 25](#_Toc139893620)

[（別紙１）請求の要旨 26](#_Toc139893621)

[（別紙２）政務活動費執行にあたっての基本原則 29](#_Toc139893622)

[（別紙３）政務活動費を充当することができる経費 30](#_Toc139893623)

[（別紙４）使途基準及び使途基準の運用指針 31](#_Toc139893624)

[（別紙５）政務活動費の充当が不適当な例 33](#_Toc139893625)

# 第１　監査の請求

## １　大阪府職員措置請求書の提出

令和５年５月24日

## ２　請求人

　　　略

## ３　請求の要旨

別紙１記載のとおり。

# 第２　請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第１項に定める要件を具備しているものと認め、受理することとした。

# 第３　監査の実施

## 　１　監査対象事項

令和３年度に大阪府議会議員である和田賢治議員、杉江友介議員、松本利明議員（当時。以下同じ。）、上田健二議員、森和臣議員、杉本太平議員及び中谷恭典議員（以下、これら７名を併せて「対象議員７名」という。）が事務所費に充当した政務活動費に係る支出

なお、請求書では、「政務活動費を充当した後援会活動、政党活動については、事務所経費以外のすべての項目について、「政務活動費の手引き」で示す按分率を超える金額は返還すべき義務を負うとすべきである」と記載しているが、一方で「今回の調査は事務所費に絞っており、事務所費で虚偽報告があれば、人件費、事務所機器購入費、備品維持費などにも影響するが、ここでは割愛した」とも記載しており、事実を証する書面についても対象議員７名の令和３年度の事務所状況報告書及び令和３年分の政治資金収支報告書のみであることから、対象議員７名の事務所費に充当した政務活動費に係る支出を対象として監査を実施し、違法又は不当な支出があることが明らかにうかがわれる事情がない限り、その他の経費については、監査を行わないこととした。

## 　２　監査対象部局

大阪府議会事務局（以下「府議会事務局」という。）

## 　３　請求人の陳述

令和５年６月７日付けで、第１の２に掲げる請求人５名（以下「請求人ら」という。）に対し、同月23日に法第242条第７項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会（以下「請求人陳述」という。）を設ける旨通知したが、請求人らから、請求人陳述を欠席する旨の連絡があったことから、請求人陳述は実施しなかった。

## 　４　実地監査

令和５年６月27日、監査委員事務局職員が府議会事務局に対し監査を実施し、本件請求に係る対象議員７名それぞれから議長に提出された会計帳簿等の証拠書類の確認を行うとともに、政務活動費の概要等についての聞き取りを行った。

# 第４　監査の結果

## 　１　事実関係

府議会事務局に対し調査した結果、次のとおりの事実が認められた。

### (1)　政務活動費の概要

ア　関係法令等の定め

・　法第100条第14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と規定している。（平成24年の法改正において、従前の政務調査費から、名称が「政務活動費」とされたほか、対象となる経費に「その他の活動」が加えられた。）

・　同条第15項は、「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

・　同条第16項は、「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

・　大阪府は「大阪府政務活動費の交付に関する条例」（平成13年大阪府条例第61号。以下「条例」という。）及び「大阪府政務活動費の交付に関する規程」（平成13年大阪府議会規程第１号。以下「規程」という。）を制定し、政務活動費の交付に関して必要な事項を定めている。

・　条例第１条の３は、議長の責務として、「大阪府議会議長（以下「議長」という。）は、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定している。

・　条例第３条は、「議員の職務が、住民意思を代表し、政策を形成することであり、議会の役割が、知事その他の執行機関が行う施策の評価及び監視並びに政策の立案であることに鑑み、会派及び議員の職にある者には、政務活動費を交付する。」と規定している。

イ　政務活動費執行に当たっての基本原則

府議会は、「政務活動費の手引（令和３年７月）」（以下「手引」という。）を作成し、別紙２のとおり、「政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために」、「必要性・妥当性の原則」、「証拠主義の原則」、「透明性の原則」の３原則を満たすものとするとしている。

ウ　大阪府における現行制度

政務活動費に関する主な内容については次のとおりである。

(ｱ)　交付対象

会派及び議員（条例第３条）

(ｲ)　交付額（月額）

会派：59万円から当該会派が定めるその所属議員に対する政務活動費の月額を減じた額に当該所属議員の数（月の初日における所属議員数）を乗じて得た額（条例第４条第１項）

議員：59万円を限度として会派が一律に定める額（条例第５条第１項）

※会派に所属しない議員：49万円

※月の途中において、議員の任期満了等があった場合の当該月は日割をもって計算した額とする。

(ｳ)　交付方法

毎月交付（条例第９条）

(ｴ)　収支報告

支出項目別の金額及び主たる支出の内訳等を記載した収支報告書を会計帳簿等の写しとともに議長に提出しなければならない。（条例第10条第１項）

※会計帳簿等（規程第５条第１項及び第２項）

・　会計帳簿

・　領収書貼付用紙（領収書が取得できない分は支払明細書の写し）

・　活動記録簿

・　事務所状況報告書

・　職員雇用状況報告書（地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の６の規定に基づき提出した給与支払報告書の写しを添付）

(ｵ)　残余額の返還（条例第11条第１項、規程第９条第１項）

会派又は議員は、その年度において交付を受けた額に残余がある場合は、納入通知書の発行された日から20日以内に返還しなければならない。

(ｶ)　議長の調査（条例第13条第１項）

議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、収支報告書及び会計帳簿等の写しについて、必要な調査を行う。

### (2)　政務活動費の使途

ア　政務活動費を充当することができる経費

政務活動費に充てることができる経費の範囲について、条例第２条は、第１項において、「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等府政の課題及び府民の意思を把握し、府政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費」と定め、第２項において、「議員にあっては、別表第二に定める政務活動に要する経費に充てることができる」と定めている。

そして、条例別表第二は、「議員に交付する政務活動に要する経費」について、別紙３のとおり、「事務所費」にあっては「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定めている。

イ　使途基準について

府議会は、手引において、会派及び議員に交付する政務活動に要する経費に関する使途基準の項目・内容・主な例・考え方、及び、使途基準の運用指針について、別紙４のとおり定めている。

ウ　政務活動費の充当が不適当な例

府議会は、手引において、別紙５のとおり、政務活動費の充当が不適当な例を掲載しており、公職選挙法その他法令等の制限に抵触する事項、政党活動への支出、選挙活動への支出、後援会活動への支出、私的経費への支出が挙げられている。

### (3)　会計帳簿への記載について

政務活動費は、会計帳簿に支払日で記載する方が領収書（又は支払明細書）と一致するので整理・確認しやすいとして、原則として、支払いがなされた時点で計上することとしている。

年間一括払いのものについては、議員の任期中であれば、その効果が年度をまたがっている場合も、通常の処理と同様に支払いがなされた時点で計上することとしている。

### (4)　府議会事務局における収支報告書及び会計帳簿等の確認

府議会事務局においては、条例第10条に基づき各会派の代表者及び議員から議長に提出された収支報告書及び会計帳簿等について、政務活動費の使途基準に沿った充当がなされているかどうかについて確認を行っている。確認の際には、条例第１条の２第１項で、「会派及び議員は、政務活動費が議員の責務及び役割の遂行に必要な調査研究その他の活動に資するために交付されるものであることを踏まえ、当該交付の目的に沿って適正に政務活動費を使用するとともに、その使途を明確にすることにより府民に対する説明責任を果たさなければならない。」と定められていることを踏まえ、使途が明確になっているかについても確認を行っている。

### (5)　領収書の取扱い

会計帳簿等のうち領収書について、手引には、「領収書には、日付、宛名、金額、品名等の表示、受取人名等の記載漏れが無いように注意してください。」と記載されている。ただし、会合参加時など大量に集中して発行される場合などで宛名の記載が困難な場合で、領収書の記載内容や他の証拠書類（活動記録簿等）により使途の確認が可能なときは、必ずしも宛名の記載を要しない取扱いがなされている。

また、レシート、クレジットカードの利用明細書、ＡＴＭから振り込んだ際に発行される利用明細書などは、領収書として取り扱われている。

### (6)　事務所費について

事務所費は、議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費である（条例別表第二）。

府議会は、手引において、事務所費（事務所の賃借料・管理運営費等）は、次のような事務所としての要件を備えており、実際に政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるとしている。

・事務所としての外形上の形態を有していること

・事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること

・賃貸の場合は議員が契約者となっていること

ただし、その事務所を政務活動以外の用務にも利用している場合は、原則として政務活動の使用実態等に応じた按分をする必要があり、規程第５条第２項に定める「事務所状況報告書」（様式第11号）において、事務所の所有関係や基本となる按分率等を報告することとしている。

なお、府議会は、手引において、使途基準の運用指針として、事務所を政務活動以外の用務にも利用している場合の按分の考え方について、次のとおり記載している。

＜原則＞

・政務活動の使用実態に応じて按分する。

・光熱水費は、別メーターで実績又は使用実態に応じて按分する。

・維持管理費など日常維持運営に必要な経費は、面積区分などで実態按分する。

＜使用実態で按分することができない場合の充当限度割合＞（抜粋）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有形態 | 使用形態 | 賃借料 | 光熱水費 | 維持管理費 |
| 第三者所有 | 政務活動＋後援会活動 | １／２ | １／２ | １／２ |
| 政務活動＋後援会活動＋政党活動 | １／３ | １／３ | １／３ |

### (7)　本件請求に係る会計帳簿等及び政治資金収支報告書の内容について

対象議員７名それぞれについて、前記第３の４の実地監査により確認した対象議員から議長に提出された会計帳簿等の内容及び大阪府ホームページで公表されている政治資金収支報告書の内容は、次のとおりである。

ア　和田賢治議員

1. 会計帳簿等の内容

ａ　令和３年度政務活動費に係る収支報告について

和田賢治議員（以下「和田議員」という。）は、令和４年４月29日付けで、議長あてに、令和３年度政務活動費収支報告書を提出した。令和３年度の収入は政務活動費6,060,000円、支出は合計で7,547,828円、収支差額は－1,487,828円である。

支出の内訳は、調査研究費94,915円、広聴広報費33,073円、資料購入費87,045円、事務所費1,379,523円、事務費679,600円、人件費5,273,672円である。

ｂ　令和３年度の政務活動費を充当した事務所費について

和田議員が令和３年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和３年度事務所状況報告書には、次のとおり記載されている。

・住所　大阪市天王寺区大道１－３－11

延べ床面積　85.98㎡

・賃貸物件

　　所有者　第三者

　　賃貸借契約書　有

・使用形態　専用事務所

　他用途との兼用　後援会事務所

・賃料　月額101,000円（充当額　67,333円）

（按分率の積算）

　使用実態による場合（使用面積又は使用時間による場合）

　事務所全体面積85.98㎡（A）　内、政務活動に使用する面積57.32㎡（B）

　（B）／（A）＝57.32／85.98　→　按分率　２／３

・主な経費の按分率

　　駐車場　来客専用　２／３（18,333円）

　　駐車場　来客専用　２／３（18,333円）

　　維持管理費（光熱水費等）　２／３

1. 政治資金収支報告書の内容

ａ　和田けんじ後援会の政治資金収支報告書について

和田けんじ後援会が令和４年１月18日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　和田けんじ後援会

・主たる事務所の所在地　大阪府大阪市天王寺区大道１－３－11

・代表者の氏名　和田賢治

・収入総額　　 4,351,101円

　支出総額　 　 4,104,816円

　　うち、光熱水費　217,623円

　　　　　事務所費　120,000円

　翌年への繰越額　　246,285円

ｂ　日本維新の会大阪市天王寺区支部の政治資金収支報告書について

日本維新の会大阪市天王寺区支部が令和４年１月18日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書（同年４月26日に大阪府選挙管理委員会に提出した訂正願による訂正後）には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　日本維新の会大阪市天王寺区支部

・主たる事務所の所在地　大阪府大阪市天王寺区大道１－３－11

・代表者の氏名　和田賢治

・収入総額　　 　511,833円

　支出総額　 　 73,176円

　　うち、光熱水費　 　　 0円

　　　　　事務所費　　　　0円

　翌年への繰越額　　438,657円

ｃ　大阪改革フォーラムの政治資金収支報告書について

大阪改革フォーラムが令和４年１月18日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　大阪改革フォーラム

・主たる事務所の所在地　大阪府大阪市天王寺区大道１－３－11

・代表者の氏名　和田賢治

・収入総額　　 5,352,623円

　支出総額　 　 4,379,264円

　　うち、光熱水費　 　　 0円

　　　　　事務所費　120,000円

　翌年への繰越額　　973,359円

イ　杉江友介議員

1. 会計帳簿等の内容

ａ　令和３年度政務活動費に係る収支報告について

杉江友介議員（以下「杉江議員」という。）は、令和４年４月30日付けで、議長あてに、令和３年度政務活動費収支報告書を提出した。令和３年度の収入は政務活動費6,060,000円、支出は合計で6,141,254円、収支差額は－81,254円である。

支出の内訳は、調査研究費137,000円、広聴広報費612,866円、資料購入費152,568円、事務所費1,818,540円、事務費731,080円、人件費2,689,200円である。

ｂ　令和３年度の政務活動費を充当した事務所費について

杉江議員が令和３年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和３年度事務所状況報告書には、次のとおり記載されている。

・住所　吹田市南高浜町26－３

延べ床面積　79㎡

・賃貸物件

　　所有者　第三者

　　賃貸借契約書　有

・使用形態　専用事務所

　他用途との兼用　後援会事務所

・賃料　月額153,000円（充当額　137,700円）

（按分率の積算）

　使用実態による場合（使用面積又は使用時間による場合）

　事務所全体面積79㎡（A）　内、政務活動に使用する面積72㎡（B）

　（B）／（A）＝72㎡／79㎡　→　按分率　９／10

・主な経費の按分率

　　駐車場　来客兼用　９／20（6,750円）

　　維持管理費（光熱水費等）　９／10

1. 政治資金収支報告書の内容

ａ　杉江友介後援会の政治資金収支報告書について

杉江友介後援会が令和４年１月13日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　杉江友介後援会

・主たる事務所の所在地　大阪府吹田市南高浜町26－３

・会計責任者の氏名　杉江友介

・収入総額　　 1,006,246円

　支出総額　 　 941,890円

　　うち、光熱水費　 25,317円

　　　　　事務所費　323,414円

　翌年への繰越額　　 64,356円

ｂ　日本維新の会大阪府吹田市支部の政治資金収支報告書について

日本維新の会大阪府吹田市支部が令和４年２月９日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　日本維新の会大阪府吹田市支部

・主たる事務所の所在地　大阪府吹田市南高浜町26－３

・代表者の氏名　杉江友介

・収入総額　　 　462,530円

　支出総額　 　 109,076円

　　うち、光熱水費　 　　 0円

　　　　　事務所費　　　　0円

　翌年への繰越額　　353,454円

ウ　松本利明議員

1. 会計帳簿等の内容

ａ　令和３年度政務活動費に係る収支報告について

松本利明議員（以下「松本議員」という。）は、令和４年４月28日付けで、議長あてに、令和３年度政務活動費収支報告書を提出した。令和３年度の収入は政務活動費6,060,000円、支出は合計で6,117,460円、収支差額は－57,460円である。

支出の内訳は、調査研究費127,312円、広聴広報費153,469円、要請陳情等活動費1,240円、資料購入費51,348円、事務所費1,508,152円、事務費1,110,796円、人件費3,165,143円である。

ｂ　令和３年度の政務活動費を充当した事務所費について

松本議員が令和３年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和３年度事務所状況報告書には、次のとおり記載されている。

・住所　大阪府茨木市駅前二丁目１番25号　茨木清水ハイツ601号

　延べ床面積　約72㎡

・賃貸物件

　　所有者　第三者

　　賃貸借契約書　有

・使用形態　専用事務所

　他用途との兼用　無

・賃料　月額113,300円（充当額　101,970円）

（按分率の積算）

　使用実態による場合（使用面積又は使用時間による場合）

　事務所使用時間８時間（A）　内、政務活動に使用する時間7.2時間（B）

　（B）／（A）＝９／10　→　按分率　９／10

・主な経費の按分率

　　駐車場　来客専用　９／10（10,890円）

　　維持管理費（光熱水費等）　９／10

なお、松本議員が、他用途との兼用を「無」にチェックしている一方で、使用実態による按分率を適用しているのは、政務活動以外での活用の可能性があるためであるとしていることについて、監査委員事務局職員において前記第３の４の実地監査時に府議会事務局から聴取した。

1. 政治資金収支報告書の内容

ａ　大阪維新の会いばらきの政治資金収支報告書について

大阪維新の会いばらきが令和４年２月４日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　大阪維新の会いばらき

・主たる事務所の所在地　大阪府茨木市駅前２丁目１－25　茨木清水ハイツ601

・代表者の氏名　松本利明

・収入総額　　 　　　　0円

　支出総額　 　 　　　0円

　翌年への繰越額　　 　　 0円

ｂ　大阪維新の会いばらき支部の政治資金収支報告書について

大阪維新の会いばらき支部が令和４年２月４日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　大阪維新の会いばらき支部

・主たる事務所の所在地　大阪府茨木市駅前２丁目１－25　茨木清水ハイツ601

・代表者の氏名　松本利明

・収入総額　　 　　　　0円

　支出総額　 　 　　　0円

　翌年への繰越額　　 　　 0円

エ　上田健二議員

1. 会計帳簿等の内容

ａ　令和３年度政務活動費に係る収支報告について

上田健二議員（以下「上田議員」という。）は、令和４年４月13日付けで、議長あてに、令和３年度政務活動費収支報告書を提出した。令和３年度の収入は政務活動費6,060,000円、支出は合計で5,112,200円、収支差額は947,800円である。

支出の内訳は、調査研究費398,988円、広聴広報費109,561円、要請陳情等活動費38,540円、事務所費1,289,744円、事務費200,620円、人件費3,074,747円である。

ｂ　令和３年度の政務活動費を充当した事務所費について

上田議員が令和３年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和３年度事務所状況報告書には、次のとおり記載されている。

・住所　寝屋川市早子町18－６

　延べ床面積　62㎡

・賃貸物件

　　所有者　第三者

　　賃貸借契約書　有

・使用形態　専用事務所

　他用途との兼用　無

・賃料　月額101,852円（充当額　91,666円）

（按分率の積算）

　その他（政務活動以外での活動の可能性があるため）→　按分率　９／10

・主な経費の按分率

　　駐車場　来客兼用　９／20（5,850円）

　　維持管理費（光熱水費等）　９／10

1. 政治資金収支報告書の内容

ａ　上田健二後援会の政治資金収支報告書について

上田健二後援会が令和４年３月31日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　上田健二後援会

・主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市早子町18－６

・代表者の氏名　上田健二

・収入総額　　 　　8,319円

　支出総額　 　 　　　0円

　翌年への繰越額　　 8,319円

ｂ　日本維新の会大阪府寝屋川市支部の政治資金収支報告書について

日本維新の会大阪府寝屋川市支部が令和４年３月31日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　日本維新の会大阪府寝屋川市支部

・主たる事務所の所在地　大阪府寝屋川市早子町18－６

・代表者の氏名　上田健二

・収入総額　　 2,023,062円

　支出総額　 　 714,566円

　　うち、光熱水費　 （空欄）

　　　　　事務所費　394,388円

　翌年への繰越額　1,308,496円

オ　森和臣議員

1. 会計帳簿等の内容

ａ　令和３年度政務活動費に係る収支報告について

森和臣議員（以下「森議員」という。）は、令和４年４月20日付けで、議長あてに、令和３年度政務活動費収支報告書を提出した。令和３年度の収入は政務活動費6,060,000円、支出は合計で6,182,020円、収支差額は－122,020円である。

支出の内訳は、調査研究費113,528円、広聴広報費1,397,052円、資料購入費72,085円、事務所費542,939円、事務費300,636円、人件費3,755,780円と記載されている。

なお、電気代の一部6,092円について、本来事務所費で計上すべきところ、事務費で計上されているが、按分率は事務所費、事務費ともに２分の１であり、支出の合計額に変更はないことを監査委員事務局職員において前記第３の４の実地監査時に確認した。

ｂ　令和３年度の政務活動費を充当した事務所費について

森議員が令和３年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和３年度事務所状況報告書には、次のとおり記載されている。

・住所　和泉市観音寺町685北浜ビル２Ｆ

延べ床面積　20㎡

・賃貸物件

　　所有者　第三者

　　賃貸借契約書　有

・使用形態　専用事務所

　他用途との兼用　その他（資金管理団体　泉州維新フォーラム）

・賃料　月額70,000円（充当額　35,000円）

（按分率の積算）

　使用実態による場合（使用面積又は使用時間による場合）

　事務所全体面積20㎡（A）　内、政務活動に使用する面積10㎡（B）

　（B）／（A）＝１／２　→　按分率　１／２

・主な経費の按分率

　　駐車場　来客専用　１／２（4,000円）

　　駐車場　来客兼用　１／４（2,000円）

　　維持管理費（光熱水費等）　１／２

1. 政治資金収支報告書の内容

ａ　泉州維新フォーラムの政治資金収支報告書について

泉州維新フォーラムが令和４年１月27日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　泉州維新フォーラム

・主たる事務所の所在地　大阪府和泉市観音寺町685北浜ビル２階

・代表者の氏名　森和臣

・収入総額　　 4,350,959円

　支出総額　 　 3,666,078円

　　うち、光熱水費　137,213円

　　　　　事務所費　636,000円

　翌年への繰越額　　684,881円

ｂ　日本維新の会大阪府和泉市支部の政治資金収支報告書について

日本維新の会大阪府和泉市支部が令和４年３月28日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　日本維新の会大阪府和泉市支部

・主たる事務所の所在地　大阪府和泉市観音寺町685北浜ビル２階

・代表者の氏名　森和臣

・収入総額　　 　395,738円

　支出総額　 　 125,659円

　　うち、光熱水費　 　 (空欄)

　　　　　事務所費　　　(空欄)

　翌年への繰越額　　270,079円

カ　杉本太平議員

1. 会計帳簿等の内容

ａ　令和３年度政務活動費に係る収支報告について

杉本太平議員（以下「杉本議員」という。）は、令和４年４月28日付けで、議長あてに、令和３年度政務活動費収支報告書を提出した。令和３年度の収入は政務活動費5,880,000円、支出は合計で5,880,262円、収支差額は－262円である。

支出の内訳は、調査研究費213,564円、広聴広報費863,368円、資料購入費62,975円、事務所費636,924円、事務費66,622円、人件費4,036,809円である。

ｂ　令和３年度の政務活動費を充当した事務所費について

杉本議員が令和３年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和３年度事務所状況報告書には、次のとおり記載されている。

・住所　和泉市伯太町２－３－27

延べ床面積　32.22㎡

・賃貸物件

　　所有者　第三者

　　賃貸借契約書　有

・使用形態　専用事務所

　他用途との兼用　後援会事務所

・賃料　月額50,000円（充当額　43,750円）

（按分率の積算）

　使用実態による場合（使用面積又は使用時間による場合）

　事務所使用時間160時間（A）　内、政務活動に使用する時間140時間（B）

　（B）／（A）＝140／160　→　按分率　７／８

・主な経費の按分率

　　駐車場　来客専用　７／８（8,750円）

1. 政治資金収支報告書の内容

ａ　杉本太平後援会の政治資金収支報告書について

杉本太平後援会が令和４年２月22日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　杉本太平後援会

・主たる事務所の所在地　大阪府和泉市伯太町２丁目３番27号

・代表者の氏名　杉本太平

・収入総額　　 13,759,590円

　支出総額　 　 12,436,318円

　　うち、光熱水費　 0円

　　　　　事務所費 1,525,103円

　翌年への繰越額　 1,323,272円

ｂ　自由民主党大阪府和泉市第一支部の政治資金収支報告書について

自由民主党大阪府和泉市第一支部が令和４年２月22日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　自由民主党大阪府和泉市第一支部

・主たる事務所の所在地　大阪府和泉市伯太町２丁目３番27号

・代表者の氏名　杉本太平

・収入総額　　 4,566,975円

　支出総額　 　 1,020,030円

　　うち、光熱水費　 0円

　　　　　事務所費 0円

　翌年への繰越額　 3,546,945円

キ　中谷恭典議員

1. 会計帳簿等の内容

ａ　令和３年度政務活動費に係る収支報告について

中谷恭典議員（以下「中谷議員」という。）は、令和４年４月26日付けで、議長あてに、令和３年度政務活動費収支報告書を提出した。令和３年度の収入は政務活動費6,060,000円、支出は合計で5,742,964円、収支差額は317,036円である。

支出の内訳は、調査研究費232,350円、広聴広報費91,961円、要請陳情等活動費1,870円、資料購入費12,600円、事務所費938,302円、事務費974,922円、人件費3,490,959円である。

ｂ　令和３年度の政務活動費を充当した事務所費について

中谷議員が令和３年度政務活動費収支報告書とともに提出した令和３年度事務所状況報告書には、次のとおり記載されている。

・住所　大阪府柏原市安堂町１－30　大清第２ビル３階

　延べ床面積　59㎡

・賃貸物件

　　所有者　第三者

　　賃貸借契約書　有

・使用形態　専用事務所

　他用途との兼用　無

・賃料　月額66,000円（充当額　59,400円）

（按分率の積算）

　使用実態による場合（使用面積又は使用時間による場合）

　事務所全体面積59㎡（A）　内、政務活動に使用する面積54㎡（B）

　事務所使用時間160時間（A）　内、政務活動に使用する時間144時間（B）

　（B）／（A）＝54／59　→　按分率　９／10

　その他（専用事務所だが、政務活動以外の対応がある可能性もあるため）

・主な経費の按分率

　　駐車場　来客専用　９／10（9,900円）

　　維持管理費（光熱水費等）　９／10

1. 日本維新の会大阪府柏原市支部の政治資金収支報告書の内容

日本維新の会大阪府柏原市支部が令和４年１月24日に大阪府選挙管理委員会に提出した令和３年分の政治資金収支報告書には、次のとおり記載されている。

・政治団体の名称　日本維新の会大阪府柏原市支部

・主たる事務所の所在地　大阪府柏原市安堂町１－30大清第２ビル３階

・代表者の氏名　中谷恭典

・収入総額　　 　266,999円

　支出総額　 　 127,775円

　　うち、光熱水費　 　　 0円

　　　　　事務所費　　　　0円

　翌年への繰越額　　139,224円

## ２　判断

### (1)　監査の判断基準について

前記１(1)のとおり、法の定めを受けて制定された条例及び規程において、収支報告書等の提出先が議長とされていること（条例第10条第１項）、収支報告書等について必要な調査を行う権限が議長に与えられていること（条例第13条第１項、規程第12条第１項）、議長の責務として、政務活動費制度の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めることが定められていること（条例第１条の３）からすると、府議会における政務活動費制度の趣旨及びその目的は、議会の自主性、自律性を尊重しつつ、政務活動費の適正な使用を図ることにあるものと解される。

最高裁判所第一小法廷平成21年12月17日判決は、平成24年の地方自治法改正前において「政務活動費」に変更される前の政務調査費に係る政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨について、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派（以下、併せて「議員等」という。）との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される」と判示し、上記の趣旨に照らすと、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」旨判示している。

そして、最高裁判所第二小法廷平成25年１月25日判決は、「本件使途基準が調査研究費の内容として定める「会派又は議員が行う目黒区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査…委託に要する経費」とは､議員の議会活動の基礎となる調査研究及び調査の委託に要する経費をいうものであり､議員としての議会活動を離れた活動に関する経費ないし当該行為の客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為に関する経費は､これに該当しないものというべきである」と判示している。

これらのことからすると、政務活動に要する経費の解釈やその適用の可否については、第一義的には議会が会派及び議員に共通する運用指針等の使途基準を定めるものであって、使途基準が議会のもつ裁量の範囲内で適法に定められたといえる場合は、政務活動に要する経費の適否は、議会の定めた使途基準に適合しているか否かにより判断するべきである。また、政務活動費として支出された経費が使途基準に適合するか否かについては、収支報告書等の記載から客観的にうかがわれる活動の目的や性質を踏まえ、政務活動の実態があるか否か及び政務活動との間に合理的関連性が認められるか否かにより判断されるべきものである。そして、その判断に当たっては、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合は、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査するのが相当である。

### (2)　本件請求に係る対象議員７名に係る支出の違法性・不当性について

請求人らは、対象議員７名について、事務所状況報告書において、事務所は政務活動のみに使用していると報告しながら実際には後援会や政党支部の事務所所在地であったり、政務活動と後援会活動に使用していると報告しながら、政党支部の事務所としても使用しているケースなどがあり、政務活動費として報告する事務所費を水増ししていることになり、虚偽報告と言える旨、及び議員事務所が政務活動以外の活動にも対応しているのであれば、使用実態を明らかにするか、明らかにできない場合は政務活動費の手引に従って按分基準を適用しなくてはならず、それを超えて政務活動費の交付を受けるのは不当利得である旨主張するので、前記事実関係を踏まえ、以下判断する。

ア　和田議員について

前記１(7)ア(ｱ)のとおり、和田議員は、令和３年度事務所状況報告書において、事務所の使用実態について、使用面積によることとし、延べ床面積85.98平方メートルのうち57.32平方メートルを政務活動に使用している実態があるとして按分率を３分の２と算定したこと、他用途としては後援会事務所と兼用していることを報告し、事務所の賃借料、駐車場及び光熱水費について３分の２の按分率で政務活動費（事務所費）を充当している。

これに対し、請求人らは、和田議員が、政務活動費の交付を受けている事務所は後援会事務所としても使用していると報告し、按分率を３分の２としているが、この事務所は、日本維新の会大阪市天王寺区支部の所在地でもあると主張する。

確かに、前記１(7)ア(ｱ)ｂ並びに前記１(7)ア(ｲ)ａ、ｂ及びｃのとおり、事務所状況報告書及び政治資金収支報告書の記載からは、和田議員の事務所、和田けんじ後援会事務所、日本維新の会大阪市天王寺区支部及び大阪改革フォーラムの所在地が同一であることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、和田議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該事務所を政務活動のために使用する割合が、３分の２を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、和田議員が当該事務所の賃借料及び光熱水費に３分の２の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにうかがわれる場合には当たらない。

イ　杉江議員について

前記１(7)イ(ｱ)のとおり、杉江議員は、令和３年度事務所状況報告書において、事務所の使用実態について、使用面積によることとし、延べ床面積79平方メートルのうち72平方メートルを政務活動に使用している実態があるとして按分率を10分の９と算定したこと、他用途としては後援会事務所と兼用していることを報告し、事務所の賃借料及び光熱水費について10分の９の按分率で政務活動費（事務所費）を充当している。

これに対し、請求人らは、杉江議員が、政務活動費の交付を受けている事務所は後援会事務所としても使用していると報告し、按分率を10分の９としているが、この事務所は、日本維新の会大阪府吹田市支部の所在地でもあると主張する。

確かに、前記１(7)イ(ｱ)ｂ並びに前記１(7)イ(ｲ)ａ及びｂのとおり、事務所状況報告書及び政治資金収支報告書の記載からは、杉江議員の事務所、杉江友介後援会事務所及び日本維新の会大阪府吹田市支部の所在地が同一であることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、杉江議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該事務所を政務活動のために使用する割合が、10分の９を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、杉江議員が当該事務所の賃借料及び光熱水費に10分の９の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにうかがわれる場合には当たらない。

ウ　松本議員について

前記１(7)ウ(ｱ)のとおり、松本議員は、令和３年度事務所状況報告書において、他用途との兼用は「無」としつつも、政務活動以外での活用の可能性を想定し、按分率を10分の９と算定したことを報告している。

これに対し、請求人らは、松本議員が、政務活動費の交付を受けている事務所は政務活動のみに使用していると報告し、按分率を10分の９としているが、この事務所は、大阪維新の会いばらき及び大阪維新の会いばらき支部の所在地でもあると主張する。

確かに、前記１(7)ウ(ｱ)ｂ並びに前記１(7)ウ(ｲ)ａ及びｂのとおり、事務所状況報告書及び政治資金収支報告書の記載からは、松本議員の事務所、大阪維新の会いばらき及び大阪維新の会いばらき支部の所在地が同一であることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、松本議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該事務所を政務活動のために使用する割合が、10分の９を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、松本議員が当該事務所の賃借料及び光熱水費に10分の９の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにうかがわれる場合には当たらない。

エ　上田議員について

前記１(7)エ(ｱ)のとおり、上田議員は、令和３年度事務所状況報告書において、他用途との兼用は「無」としつつも、政務活動以外での活用の可能性を想定し、按分率を10分の９と算定したことを報告している。

これに対し、請求人らは、上田議員が、政務活動費の交付を受けている事務所は政務活動のみに使用していると報告し、按分率を10分の９としているが、この事務所は、上田健二後援会及び日本維新の会大阪府寝屋川市支部の所在地でもあると主張する。

確かに、前記１(7)エ(ｱ)ｂ並びに前記１(7)エ(ｲ)ａ及びｂのとおり、事務所状況報告書及び政治資金収支報告書の記載からは、上田議員の事務所、上田健二後援会及び日本維新の会大阪府寝屋川市支部の所在地が同一であることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、上田議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該事務所を政務活動のために使用する割合が、10分の９を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、上田議員が当該事務所の賃借料及び光熱水費に10分の９の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにうかがわれる場合には当たらない。

オ　森議員について

前記１(7)オ(ｱ)のとおり、森議員は、令和３年度事務所状況報告書において、事務所の使用実態について、使用面積によることとし、延べ床面積20平方メートルのうち10平方メートルを政務活動に使用している実態があるとして按分率を２分の１と算定したこと、他用途としてはその他（資金管理団体　泉州維新フォーラム）と兼用していることを報告し、事務所の賃借料及び光熱水費について２分の１の按分率で政務活動費（事務所費）を充当している。

これに対し、請求人らは、森議員が、政務活動費の交付を受けている事務所は泉州維新フォーラムの事務所としても使用していると報告し、按分率を２分の１としているが、この事務所は、日本維新の会大阪府和泉市支部の所在地でもあると主張する。

確かに、前記１(7)オ(ｱ)ｂ並びに前記１(7)オ(ｲ)ａ及びｂのとおり、事務所状況報告書及び政治資金収支報告書の記載からは、森議員の事務所、泉州維新フォーラムの事務所及び日本維新の会大阪府和泉市支部の所在地が同一であることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、森議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該事務所を政務活動のために使用する割合が、２分の１を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、森議員が当該事務所の賃借料及び光熱水費に２分の１の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにうかがわれる場合には当たらない。

カ　杉本議員について

前記１(7)カ(ｱ)のとおり、杉本議員は、令和３年度事務所状況報告書において、事務所の使用実態について、使用時間によることとし、事務所使用時間160時間のうち140時間を政務活動に使用している実態があるとして按分率を８分の７と算定したこと、他用途としては後援会事務所と兼用していることを報告し、事務所の賃借料について８分の７の按分率で政務活動費（事務所費）を充当している。

これに対し、請求人らは、杉本議員が、政務活動費の交付を受けている事務所は後援会事務所としても使用していると報告し、按分率を８分の７としているが、この事務所は、自由民主党大阪府和泉市第一支部の所在地でもあると主張する。

確かに、前記１(7)カ(ｱ)ｂ及び前記１(7)カ(ｲ)ａ及びｂのとおり、事務所状況報告書及び政治資金収支報告書の記載からは、杉本議員の事務所、杉本太平後援会事務所及び自由民主党大阪府和泉市第一支部の所在地が同一であることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、杉本議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該事務所を政務活動のために使用する割合が、８分の７を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、杉本議員が当該事務所の賃借料に８分の７の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにうかがわれる場合には当たらない。

キ　中谷議員について

前記１(7)キ(ｱ)のとおり、中谷議員は、令和３年度事務所状況報告書において、他用途との兼用は「無」としつつも、政務活動以外での活用の可能性を想定し、按分率を10分の９と算定したことを報告している。

これに対し、請求人らは、中谷議員が、政務活動費の交付を受けている事務所は政務活動のみに使用していると報告し、按分率を10分の９としているが、この事務所は、日本維新の会大阪府柏原市支部の所在地でもあると主張する。

確かに、前記１(7)キ(ｱ)ｂ及び１(7)キ(ｲ)のとおり、事務所状況報告書及び政治資金収支報告書の記載からは、中谷議員の事務所及び日本維新の会大阪府柏原市支部の所在地が同一であることが認められるものの、収支報告書の記載によれば、中谷議員が当該事務所を政務活動のために使用する実態を有することは明らかであり、当該事務所を政務活動のために使用する割合が、10分の９を下回っていると直ちに認めることはできない。

よって、中谷議員が当該事務所の賃借料及び光熱水費に10分の９の按分率で政務活動費（事務所費）を充当していることが使途基準に違反し違法又は不当であると明らかにうかがわれる場合には当たらない。

## ３　結論

以上より、本件支出が違法又は不当なものであるという請求人らの主張には理由がない。

よって、本件住民監査請求を棄却する。

# （別紙１）請求の要旨

令和５年５月24日付け　請求人提出

１　請求の要旨

大阪府会議員の令和３年度（2021年度）政務活動費は、88人の府議に対し６億563万円が支払われている。

大阪府議会の「政務活動費の手引き」では、府議会議員の活動を政務活動、後援会活動、政党活動の三つに分け、政務活動にのみ政務活動費を充当しなくてはならないとしている。交通費、文書通信費、事務所費については、三つの活動が混在していてその使用実態が明らかでない場合は、政務活動費を充当するのは支出金額の１／２、１／３などの按分の考え方を示している。

このほど、大阪府民有志が大阪府議会議員の政務活動費の充当について、事務所費に絞って公開情報を閲覧したところ、報告内容と実態が食い違っている議員のいることが分かった。

「事務所状況報告書」（「政務活動の手引き」の様式第11号）において、事務所は政務活動のみに使用していると報告しながら、実際には後援会や政党支部の事務所所在地であったり、政務活動と後援会活動に使用していると報告しながら、政党支部の事務所としても使用しているケースなどがあった。これらの府議会議員は政務活動費として報告する事務所費を水増ししていることになり、虚偽報告と言える（具体的な内容は以下の「２．請求の理由」の通り）。

議員事務所が政務活動以外の活動にも対応しているのであれば、使用実態を明らかにするか、明らかにできない場合は「政務活動費の手引き」に従って案分基準を適用しなくてはならず、それを超えて政務活動費の交付を受けるのは不当利得である。

政務活動費は公金であり、議員の政務活動を補助するために交付されている。収支報告書や領収書等の検査が十分に行われなかったために支出された公金は府の損害である。監査委員は、府知事に対し、府議会議員に不当利得を返還させるべく、不当に支出された政務活動費の交付を取り消し、返還請求させるなど、必要な措置を講ずるよう勧告されたい。

　以上、地方自治法242条１項に基づき監査請求する。

２　請求の理由

インターネット公開されている令和３年度の政務活動費収支報告書等と、政治団体の政治資金収支報告書を閲覧したところ、内容が食い違っている大阪府議会議員６名、元大阪府議会議員１名の計７名いた。（※今回の調査は事務所費に絞っており、事務所費で虚偽報告があれば、人件費、事務所機器購入費、備品維持費などにも影響するが、ここでは割愛した）

①　和田賢治府議

政務活動費の交付を受けている事務所は、後援会事務所としても使用していると報告し、按分率を２／３としている。しかし、この事務所は「日本維新の会大阪市天王寺区支部」の所在地でもある。

②　杉江友介府議

政務活動費の交付を受けている事務所は、後援会事務所としても使用していると報告し、按分率を９／10としている。しかし、この事務所は「日本維新の会大阪府吹田市支部」の所在地でもある。

③　松本利明・元府議

政務活動費の交付を受けている事務所は、政務活動のみに使用していると報告し、按分率を９／10としている。しかし、この事務所は「大阪維新の会いばらき」「大阪維新の会いばらき支部」の所在地でもある。

④　上田健二府議

政務活動費の交付を受けている事務所は、政務活動のみに使用していると報告し、按分率を９／10としている。しかし、この事務所は「上田健二後援会」「日本維新の会大阪府寝屋川市支部」の所在地でもある。

⑤　森和臣府議

政務活動費の交付を受けている事務所は、「泉州維新フォーラム」の事務所としても使用していると報告し、按分率を１／２としている。しかし、この事務所は「日本維新の会大阪府和泉市支部」の所在地でもある。

⑥　杉本太平府議

政務活動費の交付を受けている事務所は、後援会事務所としても使用していると報告し、按分率を７／８としている。しかし、この事務所は「自由民主党大阪府和泉市第一支部」の所在地でもある。

⑦　中谷恭典府議

政務活動費の交付を受けている事務所は、政務活動のみに使用していると報告し、按分率を９／10としている。しかし、この事務所は「日本維新の会大阪府柏原市支部」の所在地でもある。

以上の内容は別紙にまとめた。別紙には、政務活動費の報告が虚偽であるという証拠となる資料を添付する。

これらの事実に対し、監査委員は７名の府議、元府議に説明を求めるべきである。府議、元府議が、議員の業務週報など具体的な資料とともに合理的説明ができない場合には、「政務活動費の手引き」において定めている「使用実態が明らかでない場合」に該当するとして、事務所経費の按分をやり直し、報告のない後援会や政党支部の活動に使用した経費は返還を求めなくてはならない。

また、政務活動費を充当した後援会活動、政党活動については、事務所経費以外のすべての項目について、「政務活動費の手引き」で示す按分率を超える金額は返還すべき義務を負うとすべきである。

別紙及び事実を証する書面（略）

# （別紙２）政務活動費執行にあたっての基本原則

○政務活動費執行にあたっての基本原則

政務活動費は、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とし、府政に関する調査研究その他の活動に要した費用の実費に充当することを原則（実費弁償の原則）とした上で、会派及び議員が使途等について説明責任を果たすために、次に掲げる三原則を満たすものとする。

★必要性・妥当性の原則

・　府政に関する課題や問題点に関する調査研究その他の活動であること

・　府政の監視機関である議会の役割に則した調査研究その他の活動であること

・　住民意思を代表し、実現させる政策形成に寄与する調査研究その他の活動であること

★証拠主義の原則

・　政務活動を裏付ける客観的な証拠があること

・　政務活動の内容が説明できること

・　政務活動費の会計帳簿及び支出の証拠書類（領収書等）が必ず保管されていること

★透明性の原則

・　収支報告書とともに、収入・支出が記載された会計帳簿等の写しを提出すること

・　会計帳簿には、「日付・金額・内容など」を一件ごとに記載すること

・　領収書等が入手できないときは支払明細書により明らかにすること

# （別紙３）政務活動費を充当することができる経費

別表第一　会派に交付する政務活動に要する経費（第二関係）

　（略）

　別表第二　議員に交付する政務活動に要する経費（第二条関係）（抜粋）

|  |  |
| --- | --- |
| 経費 | 内容 |
| 事務所費 | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 |

# （別紙４）使途基準及び使途基準の運用指針

　　使途基準の考え方

議員に交付する政務活動に要する経費（抜粋）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 内　　容 | 主な例 | 考　　え　　方 |
| 事務所費 | 議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費 | 事務所の賃借料、管理運営費等 | ・政務活動に資する事務所の設置及び管理が対象となる。 |

使途基準の運用指針（抜粋）

 (12) 事務所費（賃料・管理運営費）

►　事務所の要件

事務所にかかる経費は、次のような事務所としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できます。なお、事務所の購入費（不動産の購入費、建築工事費など）に政務活動費を充当することはできません。

・　事務所としての外形上の形態を有していること。

・　事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

・　賃貸の場合は、議員が契約者となっていること。

☆　なお、事務所概要を様式第11号（66ページ参照）により報告して下さい。

►　自己所有物件及び生計を一にしている親族（６親等以内の血族、配偶者、３親等以内の姻族）の所有物件の賃料ないし使用料、分担金の支払に政務活動費を充当することはできません。

|  |
| --- |
| 「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることを要件とするものでもありません。常に生活費、学資金、医療費等を送金している場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は「生計を一にする」ものとして取り扱われます。〔国税庁　所得税基本通達２－47抜粋〕 |

►　議員若しくは生計を一にしている親族が法人の代表者・役員等の地位にあり、その法人から事務所を賃借し、賃借料を支払う場合には、当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある（自己若しくは生計を一にしている親族への支払いと同視すべきである）【※】と判断される時は、政務活動費を充当することはできません。

※「当該法人に独立した法人格を認めることに疑義がある」とは、法人と個人（代表者等）の間の財産の混同、明確な会計区分の欠如など法人が実質的に個人と同一視される場合などです。

►　按分の考え方（賃借料、光熱水費、維持管理費）

＜原則＞

・　政務活動の使用実態に応じて按分する。

・　光熱水費は、別メーターで実績又は使用実態に応じて按分する。

・　維持管理費など日常維持運営に必要な経費は、面積区分などで実態按分する。

（面積で按分する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 按分割合(％)＝ | 政務活動の使用面積（A） |  |
| 政務活動の使用面積(A)＋その他の活動の使用面積(B) |

（時間で按分する場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 按分割合(％)＝ | 政務活動の使用時間(A） |  |
| 政務活動の使用時間(A)＋その他の活動の使用時間(B) |

＜使用実態で按分することができない場合の充当限度割合＞

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 所有形態 | 使用形態 | 賃借料 | 光熱水費 | 維持管理費 |
| 第三者所有 | 政務活動＋後援会活動 | １／２ | １／２ | １／２ |
| 政務活動＋後援会活動＋政党活動 | １／３ | １／３ | １／３ |
| 自己所有・生計を一にする親族所有 | 政務活動＋後援会活動 | － | １／２ | １／２ |
| 政務活動＋後援会活動＋政党活動 | － | １／３ | １／３ |
| 自宅兼用 | 政務活動＋後援会活動 | － | １／４ | １／４ |
| 政務活動＋後援会活動＋政党活動 | － | １／６ | １／６ |

# （別紙５）政務活動費の充当が不適当な例

○政務活動費の充当が不適当な例

１　公職選挙法、その他法令等の制限に抵触する事項

例)「公職選挙法」（第199条の２）〕（96ページ参照）

寄附に該当する経費（お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供）

２　政党活動への支出

例)・党大会への出席

・政党活動、府連（政党等）活動

・政党構成員として招待された式典、会合への出席

・政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費

・政党組織の事務所の設置維持経費（人件費を含む）

・党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等

・政党の役員経費（専従役員に対する給与、各種手当等）等政党の経費

３　選挙活動への支出

例)・衆・参議院議員選挙、府議会議員、知事、市町村長・議員選挙などに当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成

・上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費（公認推薦料、陣中見舞い等）

　４　後援会活動への支出

例)・後援会活動のための経費

・後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費

・後援会主催の報告会等の開催経費

・後援会が主催し、主として会員を対象とする府政報告会の経費

　５　私的経費への支出

例)・団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席

・慶弔餞別費等（病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費）

・冠婚葬祭の出席（葬儀、祝賀会、結婚式、祭祀・祭礼等）

・宗教活動（檀家総代会、報恩講、宮参り等）

・私的用務による観光、レクリエーション、旅行

・親睦会、レクリエーション等のための経費

・議員個人の私的目的のために使用する経費（趣味、個人としての研鑽のための資格獲得等プライベートな活動）

６　科目別（抜粋）

＜事務所費＞

・事務所購入費、建築費

・事務所に掲示する絵画等の美術品・装飾品

・政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要と認められない備品等の設置